

# 美山CRAFTWEEK2025 飲食店出店要領

## ◆はじめに

この出店要領（以下「本要領」といいます。）は、美山CRAFTWEEK実行委員会（以下「当実行委員会」といいます。）が企画及び運営を行う美山CRAFTWEEK2025（以下「本イベント」といいます。）において、飲食ブース（以下「本ブース」といいます。）を提供するにあたり、本ブースの利用に係る諸条件を定めるものです。

本ブースへ出店される方（出店を希望する方を含み、以下「出店者」といいます。）は、本要領に同意の上で、申込み及び出店していただきます。本要領に違反した場合、もしくは周囲に被害を与えたとき当実行委員会が判断した場合は、出店の差し止めをはじめ、出店承認の変更を行うことがあります。また、その際に、当実行委員会に何らかの損害が発生した場合は、出店者はその損害に係る責任を負うものとします。

## 第1条（本イベント・本ブースの概要）

### ① 本イベントについて

開 催 日： 令和7年10月30日（木）～11月3日（月祝）の5日間

開 催 場 所： 日置市東市来町美山地区一帯

主 催 者： 美山CRAFTWEEK実行委員会

### ② 本ブースについて

※出店申込みは1日間から可能で、出店区画は1区画に限ります。

出 店 可 能 日： 令和7年10月30日（木）～11月3日（月祝）の5日間

出 店 時 間： 午前10時～午後4時

出 店 場 所： 東郷広場ステージ広場（日置市東市来町美山1690番地4）

出 店 区 分： キッチンカー、飲食店等

募 集 区 画 数： 平 日 … 1日あたり5区画

土日祝 … 1日あたり10区画

出 店 料： 平 日 … 1区画1日あたり3,000円

土日祝 … 1区画1日あたり5,000円

出店募集期間： 令和7年8月22日（金）～9月19日（金）

## 第2条（出店資格）

### ① キッチンカー

- ・販売可能物品は、食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物（酒類を除く）に限る。
- ・生産物賠償責任保険（PL保険）等に参加していること。
- ・会場内で調理販売する場合は、営業許可書の営業種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業、喫茶店営業であること。
- ・食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有していること。

## ② 飲食店等

- ・販売可能物品は、食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物（酒類を除く）に限る。
- ・生産物賠償責任保険（PL保険）等に参加していること。
- ・販売店舗を有しており、出店申込みからイベント開催までの期間において営業実績があること。
- ・各出店者の出店範囲は、3 m×3 m以内とし、テントの外での販売行為は認めない。
- ・出店に必要なテント、机、什器、イス、おもし等は、出店者にて用意すること。

## 第3条（出店申込）

### ① 出店申込みの流れは、次のとおりです。

|               |              |                 |
|---------------|--------------|-----------------|
| ① 出店申込み       | 出店者 → 当実行委員会 | 8/22（金）～9/19（金） |
| ② 出店承認又は不承認通知 | 当実行委員会 → 出店者 | 9/26（金）までに通知    |
| ③ 出店料納入       | 出店者 → 当実行委員会 | 10/3（金）までに納入    |
| ④ 出店確定通知      | 当実行委員会 → 出店者 | 10/8（水）までに通知    |

#### 【留意点】

- ① 出店者は、出店申込フォーム（<https://logoform.jp/form/NtHc/1187446>）に必要事項を入力することにより、出店の申込みを行うものとします。フォーム以外の申込みは受け付けません。



なお、当実行委員会からの連絡はメールにて行います。受信環境等の影響によりメールが届かない等のメールの不着や遅延等については、当実行委員会では責任を負いかねます。

- ② 出店の承認・不承認及び出店場所の詳細については、当実行委員会の裁量により決定します。承認・不承認の結果に対する異議は認めません。承認通知をもって出店決定とし、出店場所や出店料について案内します。
- ③ 出店料の納入は銀行振込とし、振込手数料は出店者の負担とします。出店料の納入が確認できない場合は、出店承認を取り消します。
- ④ 出店確定通知は、郵送にて送付します。郵便物が宛先不明等で届かない場合は、出店承認を取り消すことがあります。

### ② 募集区画数に達した場合は、募集期間内であっても出店申込みの受付を終了します。

## 第4条（出店料の取扱い）

- ① 出店料は、1区画1日あたり平日3,000円、土日祝6,000円です。
- ② 理由の如何を問わず、出店辞退又は出店承認の取消しに伴う出店料の返還に応じることはできません。
- ③ 当実行委員会は、第11条に定める不可抗力により本イベントが中止となった場合、出店者に対し、出店料の50%の金額を返還するものとします。なお、返金時の振込手数料は当実行委員会が負担するものとします。
- ④ 当実行委員会は、第11条に定める不可抗力事由が発生していないにもかかわらず、当

実行委員会の都合により本イベントの中止を決定した場合に限り、出店者に対し、納入済みの出店料全額を返還するものとします。なお、返金時の振込手数料は当実行委員会が負担するものとします。

## 第5条（出店に関する注意事項）

- ① 出店に必要なテント、机、什器、イス、おもしろ等は、出店者にて用意すること。
- ② 出店者は、善意なる管理者の注意義務をもって本イベント会場を使用することとし、終了後は、原状回復し返却するものとします。
- ③ 出店者が、故意又は過失に関わらず、本イベント会場等に損傷を加え、破壊し、又は備品等を返却せずに持ち帰った場合は、当実行委員会は当該出店者に対し、生じた損害に相応した代金を請求できるものとします。

## 第6条（出店に関する責任）

- ① 火気の使用について  
火気の使用は可能だが、設備（電源を含む）は、出店者において用意することとし、必ず消火器を設置すること。
- ② 水道について  
各出店者への水道の引き込みは行わない。出店場所内に水道設備はあるが、お客様の利用を前提とするため、出店者の使用は不可とする。出店者において、貯水タンク等を設置すること。
- ③ ゴミ箱について  
本イベント会場にはゴミ箱を設置しますが、ゴミの発生が予想される出店者は、必ず出店スペースにゴミ箱を設置すること。  
当実行委員会は、出店者から廃棄されるゴミの回収は行いません。出店者は、自己の責任において、自己の出店に関するゴミの管理を行うものとします。出店者が、来場者向けのゴミ箱にゴミを廃棄した場合、当実行委員会は出店者に対して、ゴミの処理費用を請求できるものとします。
- ④ 営業許可申請について  
出店者の責任において、各種法令を確認の上、保健所への臨時営業許可申請を行うこととし、10月17日（金）までに事務局に許可証等の写しを1部提出すること。
- ⑤ その他
  - ・ 出店者は、自己の責任と費用負担において、出店者間、又は出店者と来場者の間で発生するいかなる事故、苦情その他のトラブルへの対応及び解決を行うものとします。
  - ・ 出店者は、自己の責任において、作品、売上金及び貴重品等の管理を行うものとし、当実行委員会は、盗難、紛失、損傷等について一切の責任を負わないものとします。
  - ・ 当実行委員会は、出店者において行われるいかなる取引、ないし出店者間、又は出店者と来場者その他第三者との間で発生するいかなる事故、苦情その他のトラブルに関して一切の責任を負わないものとします。
  - ・ 出店者は、本要領及び当実行委員会からの指示等に違反し、又は、故意若しくは過失により、当実行委員会、他の出店者、来場者その他の第三者に損害を与えた場合に

は、当該損害を賠償するものとします。

## 第7条（搬入・搬出に関する注意事項）

- ① 搬入時間は、出店日前日の午後5時から出店日当日の午前9時30分までとします。  
出店場所への車の乗り入れは可能ですが、搬入完了後は、当実行委員会の指定する場所へ車を移動することとします。
- ② 搬出時間は、出店終了日の午後4時から午後5時までとします。  
出店場所への車の乗り入れは可能ですが、完売等の理由により出店時間内に搬出する場合は、出店場所への車の乗り入れはできません。
- ③ 搬入搬出時間のうち、当実行委員会の係員等が駐在する時間は、午後5時から午後6時までと午前7時から午前8時30分までです。夜間警備等はいりません。
- ④ 搬入搬出時は、安全に十分配慮して作業を行うこと。

## 第8条（当日の遵守事項）

- ① 当実行委員会の指示に従うこと。
- ② 搬入搬出、販売、接客、集客等は、当実行委員会が指定した出店場所内で行うこととし、本イベント終了後に、商品、持込備品、携行品等を残さないこと。
- ③ 出店場所内で音源を使用する場合は、隣接する出店者等に迷惑がかからない音量及び態様にとどめ、かつ、必要とされる音楽の権利処理を、出店者の責任及び費用負担で行うこと。

## 第9条（当日の禁止事項）

- ① 本イベントでは、以下の行為を禁止します。
  - ・他の出店者や来場者の迷惑となるような行為
  - ・本イベント会場等に破壊・損傷を加える行為
  - ・出店（搬入・搬出を含む。）に際し、当実行委員会の指示に反する行為
- ② 当実行委員会は、出店者による前項各号に該当する行為を確認した場合、当該出店者による出店申込みの取り消しやブースの撤去及び退場を要請できるものとし、出店者は当実行委員会の要請に従うものとします。

## 第10条（本イベントのプロモーションへの協力）

- ① 出店者は、本イベントの広報活動について、当実行委員会及び当実行委員会の指定する者が行う次の事項に同意するものとします。なお、出店者からの申し出がない限り、本イベント終了後も継続して同意するものとします。
  - ・出店者情報を情報発信媒体に記載・掲載すること。
  - ・商品や出店者の肖像を含む開催風景の写真又は映像を撮影すること及び情報発信媒体に記載・掲載すること。
- ② 出店者は、前項に定める事項について、当実行委員会又は当実行委員会の指定する第三者に対し、著作権、肖像権その他の権利を行使しないものとします。

## 第11条（不可抗力）

- ① 悪天候、事故、その他これらに準ずる不可抗力による事由により、本イベントの開催が困難となったと当実行委員会が判断した場合、本イベントの中止又は時間変更をすることができるものとします。なお、本イベントの中止又は時間変更の場合、当実行委員会は、出店者に対し、出店料以外の出店に関して間接的にかかる費用及び損失について、債務不履行責任（損害賠償責任を含みます。）その他一切の責任を負わないものとします。

## 第12条（守秘義務）

- ① 出店者は、出店に際して知り得た当実行委員会の業務上の一切の秘密情報を、本イベントへの参加目的以外に利用し又は第三者に開示・漏洩してはならないものとします。

### お問合せ先

美山CRAFTWEEK実行委員会事務局（日置市商工観光課内）

担当 藤川、堀之内

電話 099-248-9409

FAX 099-273-3063

Mail [kanko@city.hioki.lg.jp](mailto:kanko@city.hioki.lg.jp)

## 飲食店出店場所（東郷広場ステージ広場）

◆場所：東郷広場ステージ広場（日置市東市来町美山1690番地4）

◆区画：10区画（1区画：3m×3m以内）

